評価 実施 手引書

分野別研究評価「農学系」

(平成14年度着手分)

機構評価者用

平成14年12月

大学評価・学位授与機構

はじめに

この評価実施手引書は,大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が実施する分野別研究評価「農学系」において,評価の担当者(大学評価委員会委員,専門委員及び評価員)が用いる手引書である。

本手引書は、評価担当者が、大学評価の意義と方法の十分な把握と共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものであり、「序章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針」では、平成14年度に着手する大学評価の基本的な枠組を示した大学評価実施大綱(『平成14年度に着手する大学評価の内容・方法等について』)の第1章を抜粋したものを掲載しており、「第1章 分野別研究評価「農学系」の対象領域及び実施体制等」、「第2章 分野別研究評価「農学系」の評価プロセス」及び「第3章 分野別研究評価「農学系」の評価内容」では、機構が行う分野別研究評価「農学系」の基本的な評価の内容・方法等を、「第4章 分野別研究評価「農学系」の評価方法(1)-書面調査」、「第5章 分野別研究評価「農学系」の評価方法(2)-ヒアリング」及び「第6章 評価報告書原案の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価内容・方法等について記載している。

なお,本手引書は,今後,実際の評価作業の実施に当たり,十分活用できるものとなるよう,内容の充実に向けて検討することとしている。

また,機構では,本手引書の他に,機構の評価の一環として各大学が自己評価を行うための実施 要項(『自己評価実施要項』)を作成している。

本手引書は,機構の評価担当者が用いるものであるが,評価の透明性を確保する観点から,機構のホームページ(http://www.niad.ac.jp/)に掲載することとしている。

- .

上 次

はじ	めに・・・	• • •	• • •	• •	• •	•	• •	• •	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	• •	. •	•	•	•
序章	平成 1	4 年度	こ着手	きする	5大	学	評個	すの	実	施	方	針													
	評価の目的																								
	評価の基準																								
1	複数の評																								
2	目的及び																								
3	自己評价																								
4	10.70 -7																								
5	H. 1																								
	区分ごとの																								
	評価の対象 評価の実施																								
	評価のプロ																								
	評価の結果																								
	計価の結束																								
	情報公開	• • • •	• • •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• /
第1章	1 分野別	开究評価	「農学	系」	の対	象	領域		び国	尾放	体	制	等												
	対象分野為	及び領域				•		•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	• 8
	対象組織					•		•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	. 9
	実施時期					•		•	•			•	•		•	•		•					•		. 9
	実施体制	- 専門委	員会,	部会	: , 言	平価	チー	- ム					•			•	•	•				•	•		. 9
1	農学系研																								
2		会・・																							
3	評価チー	-7.				•		•			•	•			•		•				•	•	•		1 0
体っ立	- /\AZDIT	ग इंद्रेच्याः /ऋ	г ж ж	Z.	Λŧī	7/AE	-	_ -	,																
布 4 早	t 分野別研 研究目的》																								1 1
_	評価のプロ																								
1																									
2	—																								
3																									
4	評価のこ	プロセス	の全体	像・	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	1 2
第3章	1 分野別研	开究評価	「農学	系」	の評	平価	内容	7																	
	評価の対象	象となる	活動·			•		•				•	•		•	•	•				•	•		•	1 4
	評価の内容																								
1	評価項目																								

第4章	分野別研究評価「農学系」の評価方法((1)	- 書	面	調査	Ė										
	書面調査の実施体制及び方法・・・・・																
1	書面調査の実施体制・・・・・・・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	1 7
2	書面調査の実施方法・・・・・・・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	1 7
7	研究目的及び目標の明確性,具体性の確認	忍・	•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	1 8
1	明確性及び具体性の確認と再提出・・																
2	研究目的及び目標の確認に当たっての社	見点	•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	1 8
į	評価項目ごとの評価・・・・・・・・		•		•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	2 0
1	書面調査による評価・・・・・・・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	2 0
2	評価の観点設定及び観点ごとの分析・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• ;	2 0
3	評価項目の要素ごとの貢献の程度等の	判断	•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• ;	2 1
4	評価項目ごとの水準の判断・・・・・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	2 3
5	「特に優れた点及び改善点等」の判断																
7	研究活動の内容及び水準の判定・・・・																
1	基本的考え方・・・・・・・・・・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	2 4
2	研究内容及び水準・・・・・・・・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• ;	2 5
3	研究の社会 (社会・経済・文化)的効!	果・	•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• ;	2 9
1	書面調査段階での評価案の整理・・・・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• ;	3 0
į	評価項目ごとの評価の観点例及び水準の 詞																
1	研究体制及び研究支援体制・・・・・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• ;	3 1
2	研究内容及び水準 ・・・・・・・・																
3	研究の社会 (社会・経済・文化)的効!																
4	諸施策及び諸機能の達成状況・・・・		•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• ;	3 5
5	研究の質の向上及び改善のためのシス	テム	•		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	• ;	3 6
笙5音	分野別研究評価「農学系」の評価方法(()	`	. Þ	マ	1152	H										
	ヒアリングの目的・・・・・・・・・															•	3 8
	ヒアリングの事前準備・・・・・・・																
	ヒアリングの進め方・・・・・・・・																
,																•	,
第6章	評価報告書原案の作成																
	平価報告書原案の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															•	3 9
	平価項目ごとの評価結果の記述・・・・																
	平価結果の概要の記述・・・・・・・・																
	評価報告書原案の取扱い・・・・・・																

資料 1	平成14年度着手の評価対象組織一覧・・・・・・・・・・・・43
資料 2	平成14年度に着手する分野別研究評価「農学系」実施に係るスケジュール・45
資料3	自己の関係する大学等の取扱い・・・・・・・・・・・・・47
資料4	評価に関する文書・情報の取扱いについて・・・・・・・・・・49
資料 5	評価報告書イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・5 1
資料6	大学評価関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・53
資料7	委員名簿
()	大学評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
(2)	農学系研究評価専門委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7

序章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針

本章は、平成14年度に着手する大学評価の全体の基本的・共通的事柄について記載したものです。内容は、機構で別途作成しました「平成14年度に着手する大学評価の内容・方法等について・大学評価実施大綱・」の第1章と同じものです。

評価の目的

機構は,国立学校設置法に基づき,「大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究水準の向上に資するため,大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い,その結果を,当該大学等及びその設置者に提供し,並びに(広く社会に)公表すること。」を業務の一つとしています。

機構の行う評価は,同法の趣旨を踏まえ,各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として 一層発展するよう,

教育活動,研究活動,社会貢献活動など大学等の行う諸活動(以下「教育研究活動」という。)について多面的な評価を行い,評価結果を各大学等にフィードバックすることにより,各大学等の教育研究活動の改善に役立てる

大学等の教育研究活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく

ことを目的としています。

評価の基本的な方針

1 複数の評価手法に基づく多面的な評価

機構は,評価の目的に沿って,各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な 取組を支援・促進していくために,国際的な視点,地域社会における役割,大学改革の方向性, 国内外の大学の動向などを考慮しながら,次のような複数の評価手法に基づく多面的な評価を行 います。

(1) 評価は,大学等の行う多様な教育研究活動について,次の3区分により行います。

大学等の教育研究活動の状況についての全学的な事項に関する評価(全学テーマ別評価)

大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価(分野別教育評価)

大学等の各学部及び各研究科,各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価(分野別研究評価)

- (2) 各区分ごとの評価は,大学等における教育研究活動の状況を適切に評価するため,複数の評価項目を設定して行います。
- (3) 評価の手法としては,大学等から提出された自己評価書と併せて,独自に調査・収集する 資料・データに基づき分析する書面調査と評価区分に応じてヒアリング又は訪問調査を行います。

平成14年度着手の評価では,機構独自の調査・資料収集は,機構が評価する上で,大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に,それらを大学等に求める形で行います。

(4) 平成14年度に着手する評価の区分ごとの評価項目及び評価手法は,下表のとおりです。

評価区分	評 価 項 目	評価手法
全学テーマ別評価	(1)実施体制 (2)活動の内容及び方法 (3)活動の実績及び効果	書面調査及びヒアリング
分野別教育評価	(1)教育の実施体制 (2)教育内容面での取組 (3)教育方法及び成績評価面での取組 (4)教育の達成状況 (5)学習に対する支援 (6)教育の質の向上及び改善のためのシステ	書面調査及び訪問調査
分野別研究評価	(1)研究体制及び研究支援体制 (2)研究内容及び水準 (3)研究の社会(社会・経済・文化)的効果 (4)諸施策及び諸機能の達成状況 (5)研究の質の向上及び改善のためのシステム	書面調査及びヒアリング (総合科学は,書面調査及 び訪問調査)

2 目的及び目標に即した評価

(1) 機構の行う評価は,大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう,教育研究活動に関して大学等が有する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため,目的及び目標は大学等の設置の趣旨,歴史や伝統,規模や資源などの人的あるいは物的条件,地理的条件さらには将来計画などを考慮して,明確かつ具体的に整理されていることが前提となります。

機構では,これらのことを十分配慮して,大学等の行う教育研究活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか,また,当該活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

(2) 機構の行う評価における「目的」とは,大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指します。一般的には,教育研究活動を実施する上での基本的な方針,提供する内容及び方法の基本的な性格,当該活動を通じて達成しようとしている基本的な成果について示されて

いる必要があります。

また、「目標」とは、「目的」で示された意図を実現するための具体的な課題を指します。

(3) 平成14年度着手の評価は,試行的実施期間中に行われるものであることから,各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の整理に役立てることを目的として,大学等からの自己評価書の提出に先だって評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査します。そこでは記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果については,全般的な傾向や特徴を含めて対象大学等にフィードバックします。

3 自己評価に基づく評価

機構の評価は,教育研究活動の個性化や質的充実に向けた大学等の主体的な取組を支援・促進するためのものです。この目的を,透明性と公平性を確保しつつ,実効あるものとして実現していくためには,機構の示す評価の枠組みに基づき,大学等が自ら評価を行うことが重要です。

このため、機構の行う評価は、国立学校設置法施行規則に基づき、大学等が行う自己評価の結果(大学等の自己評価で根拠として提出された資料・データを含みます。)を分析し、その結果を踏まえて行います。

4 意見の申立て

機構の行う評価においては、評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく当該結果の正確性を確保し、確定する必要があります。

このため,機構は,国立学校設置法施行規則に基づき,評価結果を確定する前に,評価結果を対象大学等に通知し,その内容等に対する意見の申立ての機会を設け,申立てがあった場合には,再度審議を行った上で,最終的な評価結果を確定します。また,申立てと対応の内容は,評価報告書に記載します。

5 評価システムの改善

機構の評価は,平成12年度着手分から平成14年度着手分までは必要な態勢を整えるための 試行的実施期間として,対象分野や対象機関数を絞って実施することとしています。

機構では、この試行的実施期間における評価の経験や評価の対象となった大学等の意見を踏まえつつ、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、常により良い大学評価システムの構築に向け、その改善に努めます。

区分ごとの評価の対象

- (1) 機構が行う評価は,国立学校設置法施行規則に基づき,評価の区分(実施するテーマ及び分野) ごとに,設置者から要請があった大学等を対象とします。
- (2) **全学テーマ別評価**の対象となるテーマは,教育活動や研究活動のみならず,全学的な大学運営や社会貢献活動など,大学等の諸活動の多様な側面について,個別の学部や研究科等の課題にとどまらない,大学等の全学的(全機関的)な課題とします。各年度に着手するテーマについては,大学改革の動向,社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定します。

平成14年度に着手する全学テーマ別評価は,「国際的な連携及び交流活動」をテーマとして 実施します。

(3) **分野別教育評価**及び**分野別研究評価**については,試行的実施期間において9分野を実施することとしており,平成14年度に着手する評価では,「人文学系」,「経済学系」,「農学系」,「総合科学」の4つの学問分野を対象として実施します。

評価の対象時期

機構の実施する評価は,大学等の現在の活動状況について行います。この場合,これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では,原則として過去5年間の状況を対象とします。

なお,この分析の対象とする期間は,評価の区分,実施するテーマ及び分野,あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

評価の実施体制

(1) 評価を実施するに当たっては,国公私立大学の関係者及び社会,経済,文化等各方面の有識者からなる**大学評価委員会**の下に,テーマ及び学問分野ごとに,大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる**専門委員会**を設置します。

大学等の教育研究活動については,多面的な評価が必要であること,分野における専門領域が多様であること,さらには対象機関(組織)が多数となることなどから,必要に応じて,当該テーマ・分野の専門家を**評価員**として任命します。

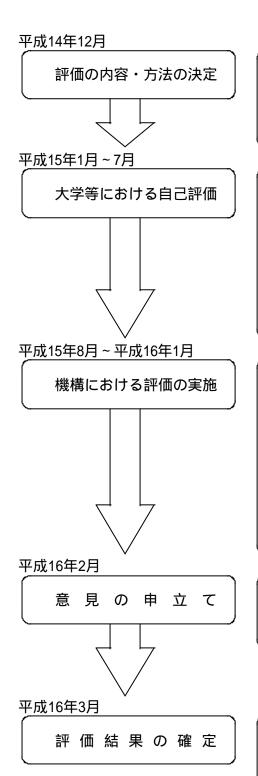
これらの大学評価委員会の委員,専門委員及び評価員は,国公私立大学等の関係団体,学協会及び経済団体をはじめ広く推薦を求め,その中から運営委員会等の議を経て決定します。

また,具体的な評価を行うに際しては,専門委員会の委員(及び評価員)による**評価チーム** を編成します。なお,分野別研究評価においては,評価チームのほかに分野ごとに個別の研究 活動を評価するため,各対象領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する**部会**を設置します。

(2) 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには,客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため,評価担当者(専門委員会の委員及び評価員)が共通理解のもとで公正,適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう,大学評価の目的,内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を行います。

評価のプロセス



大学評価委員会及び専門委員会において,評価の実施 方針及び具体的な評価の内容・方法を決定し,評価を実 施するための要項として,大学等へ通知します。

大学等は,機構の示す要項に基づき自己評価を行い, 機構に自己評価書を提出します。

機構は,大学等における目的及び目標の整理に役立てるために,大学等が自己評価書を提出するに先だって,目的及び目標に関する事前調査を行い,その結果の全般的な傾向や特徴を対象大学等にフィードバック(5月末)します。

機構では,専門委員会の下に組織された評価チームや部会において,大学等から提出された自己評価書の書面調査,ヒアリング又は訪問調査を通じて評価を行い,その内容を基に専門委員会において評価結果案を作成します。

評価結果案は,大学評価委員会において,評価結果として取りまとめられます。

機構は,評価結果を確定する前に対象大学等に通知します。

対象大学等は,機構から通知された評価結果に対して 意見があれば申立てを行います。

機構は,評価結果に対する意見の申立てがあった場合には,大学評価委員会において再度審議を行った上で, 最終的な評価結果を確定します。

確定した評価結果は,評価報告書としてまとめた上, 大学等及びその設置者へ提供するとともに,広く社会に 公表します。

評価の結果と公表

(1) 評価の結果は、「評価項目ごとの評価結果」及びそれらを要約した「評価結果の概要」並びに「意見の申立て」によって示します。

これらのうち,評価項目ごとの評価結果は,次のとおり示します。

評価項目ごとに,取組や活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかなどについて,取組や活動等の状況や貢献等の程度(水準)がわかる形で,根拠・理由とともに記述します。

それらの取組や活動等の中から特に優れた点や問題点等を取り上げ,根拠・理由ととも に記述します。

- (2) 評価報告書は,対象大学等ごとに評価の結果とともに「機構が行う大学評価の概要」,「対象大学等の概要(現況及び特徴)」,「目的及び目標」,「特記事項」をまとめた上(資料5「評価報告書イメージ」参照)で,対象大学等及びその設置者に提供します。また,印刷物の刊行及びウェブサイト(http://www.niad.ac.jp/)への掲載等により,広く社会に公表します。
- (3) また、評価結果の全般的な概要や評価実施上の課題と対応などを取りまとめた「大学評価の結果について(オーバービュー)」(仮称)を作成し、評価結果を分かりやすく社会に示します。

情報公開

- (1) 機構は,社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに,大学評価については,常によりよいシステムとなるよう,透明性・客観性を高めることが求められていることから,評価に関して保有する情報は,可能な限り,適切な方法により提供するよう努めます。
- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「情報公開法」という。)により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。

ただし,大学等から提出され,機構が保有することとなった行政文書については,情報公開 法に基づき当該大学等と協議します。

第1章 分野別研究評価「農学系」の対象領域及び実施体制等

本章は,分野別研究評価「農学系」の対象領域及び実施体制等について記載したものであり,「対象分野及び領域」,「対象組織」,「実施時期」及び「実施体制」から構成されている。

対象分野及び領域

この評価は、「農学系」の分野について、次の領域を対象に実施する。

(1) 対象分野 農 学 系

(2) 対象領域 **農 学** 育種学,遺伝学,作物学,雑草学,園芸学,造園学, 養蚕学,昆虫学,植物病理学,植物保護学など

> 森林科学,森林工学,森林政策学,森林計画学,林産学, 木質工学,製紙科学など

水圏環境科学,水圏生命科学,水産資源学, 水圏生産科学,水産化学,水産工学,水産経済学など

獣医学(基礎・応用), 畜産学, 草地学, 動物科学(基礎・応用)など

農 学 植物栄養学,土壌学,微生物学,生物化学,生物工学, 有機化学,分析化学,食品科学,栄養科学など

農 学 農業経済学,農業・農村発展論,資源・環境経済学など

農業土木学,農村計画学,生物環境調節学,農業機械学, 農業気象学,センサ・計測工学,知能・情報工学など

対象組織

大学等の農学系分野のうち設置者から要請のあった7組織(国立大学:6組織,公立大学:1組織)の学部及び研究科(以下「対象組織」という。)を単位として実施する。(資料1「平成14年度着手の評価対象組織一覧」(P43)参照)

実施時期

平成14年12月 大学等への自己評価実施要項の通知 平成 15年 1月 説明会の実施 平成15年 4月中旬 大学等から研究目的及び目標に関する事前調査等回答の提出 平成15年 5月末 事前調査結果の大学等へのフィードバック 平成15年 7月末 大学等から自己評価書の提出 平成15年 8月~ 書面調査及びヒアリングの実施 平成 16年 1月 評価結果を確定する前に大学等に通知 平成16年 2月 大学等からの意見の申立て 平成 16年 3月 評価結果の確定,公表

(注) 評価全体のスケジュールは,資料2「平成14年度に着手する分野別研究評価「農学系」実施に係るスケジュール」(P45)に示すとおりである。

実施体制 - 専門委員会,部会,評価チーム

1 農学系研究評価専門委員会

- (1) 専門委員会は,大学評価委員会が決定する基本的方針に基づき,「農学系」の研究評価を実施するのに必要な具体的内容・方法等を審議するとともに,専門委員会に置かれる部会及び評価チームが取りまとめる判定案及び評価報告書原案を審議する。
- (2) 専門委員会は,対象組織の研究活動等の状況や成果を多面的に明らかにするため,国公私立大学の関係者及び社会・経済・文化等の各方面の有識者により構成する。さらに,当該分野の専門家については,その分野の研究評価を実施するために必要な学問領域等を考慮した構成とする。
- (3) 専門委員会には主査及び副主査を置き,主査は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い,副主査は主査を補佐する。

2 部 会

(1) 部会は、「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の評価項目

- のうち、研究活動に係る内容及び水準の判定を行う。
- (2) 部会は,対象領域ごとに組織し,専門委員会委員及び評価員によって構成する。なお,部会の構成員は,自己の関係する対象組織の評価に参画できない。(資料3「自己の関係する大学等の取扱い」(P47)参照)
- (3) 部会には主査及び副主査を置き,専門委員会委員から選出する。主査は部会内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い,副主査は主査を補佐する。

3 評価チーム

- (1) 評価チームは,対象組織を分担し,書面調査及びヒアリングを行い,その結果に基づき「評価報告書原案」を作成する。
- (2) 評価チームは,専門委員会委員により構成する。なお,評価チームの構成員は,自己の関係する対象組織の評価に参画できない。(資料3「自己の関係する大学等の取扱い」(P47)参照)
- (3) 評価チームには主査及び副主査を置き,主査は評価チーム内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い,副主査は主査を補佐する。

第2章 分野別研究評価「農学系」の評価プロセス

本章は,分野別研究評価「農学系」の評価プロセスについて記載したものであり,「 研究目的 及び目標の事前調査」及び「 評価のプロセス」から構成されている。

研究目的及び目標の事前調査

この評価は,試行的実施期間中に行われるものであることから,対象組織における明確かつ具体的な研究目的及び目標の整理に役立てることを目的として,評価の前提となる各対象組織の研究目的及び目標についての事前調査を行う。

専門委員会においては、各対象組織からの回答結果を基に、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について、整理・分析する。その結果については、全般的な傾向や特徴を各対象組織にフィードバックする。

評価のプロセス

1 専門委員会における評価のプロセス

- (1) 専門委員会は,書面調査の基本的な方法や手順の共通理解を図るとともに,対象組織から 提出された自己評価書に基づき,研究目的及び目標の明確性,具体性について確認する。 これらの確認の結果,研究目的及び目標が明確性,具体性に欠けると判断した場合には, この段階で速やかに対象組織に対して照会し,必要に応じ再提出を求める。
- (2) 専門委員会は,研究目的及び目標の明確性,具体性の確認を行った後に,自己評価書及び個人別研究活動判定票を部会及び評価チームへ提出する。
- (3) 専門委員会は,次の「2 部会における評価のプロセス」にあるように,部会から提出された判定結果案を審議・決定する。決定した判定結果は,評価チームへ提出する。
- (4) 専門委員会は,後記「3 評価チームにおける評価のプロセス」にあるように,評価チーム から提出された評価報告書原案を審議・決定する。決定した評価報告書原案は,大学評価委員会へ提出する。

2 部会における評価のプロセス

- (1) 部会は、「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の評価項目のうち研究活動に係る判定を行うため、個人別研究活動判定票(添付資料を含む。以下同じ。)を分析・調査する。
- (2) 部会は,個人別研究活動判定票の分析・調査結果に基づき,原則として対象組織の全体及び領域ごとの判定結果案を整理し,当該判定結果案を専門委員会へ提出する。

3 評価チームにおける評価のプロセス

(1) 書面調査の実施

評価チームは,対象組織から提出された自己評価書(根拠データ等を含む。以下同じ。) 及び専門委員会が審議・決定した部会の判定結果を分析・調査して行う書面調査を実施する。

評価チームの書面調査は,次に掲げる5つの評価項目について行う。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 研究内容及び水準(部会が実施する判定を除く)
- 3) 研究の社会(社会・経済・文化)的効果(部会が実施する判定を除く)
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

評価チームは,書面調査での分析・調査結果に基づき,書面調査段階での評価案を整理する。また,この評価案を踏まえたヒアリングでの調査内容の検討・整理を行う。

(2) ヒアリングの実施

評価チームは,書面調査段階での評価案を取りまとめ後にヒアリングを実施し,書面調査では知り得ない,あるいは確認できない事項について調査する。また,書面調査段階での評価案概要を関係者に伝え,それに対する意見を求める。

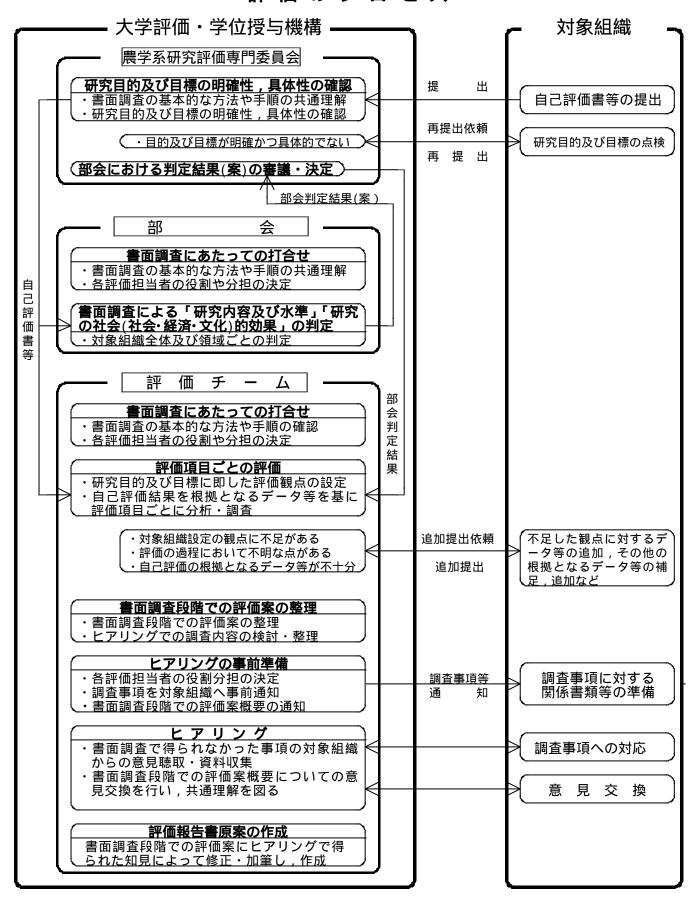
(3) 評価報告書原案の作成

評価チームは,書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって,修正又は加筆のうえ,評価チームとしての評価報告書原案を作成し,当該報告書原案を専門委員会へ提出する。

4 評価のプロセスの全体像

分野別研究評価「農学系」における評価のプロセスの全体像は,次ページのとおりである。

評価のプロセス



第3章 分野別研究評価「農学系」の評価内容

本章は,分野別研究評価「農学系」の評価の内容について記載しており,「 評価の対象となる活動」及び「 評価の内容」から構成されている。

評価の対象となる活動

(1) 分野別研究評価では、「研究活動等」を対象とする。「研究活動等」とは、「研究活動」及び「研究を推進し又は支援するための体制(諸施策及び諸機能を含む。)」(以下「体制」という。)を意味する。

ここでいう「研究活動」とは,狭義の研究(基礎研究,応用研究)活動にとどまらず,技術・ 品種の創出,学術書,教養書や教科書類の出版,政策形成等に資する調査報告書の作成,総合雑 誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む教員の創造的活動全般をいう。

また,「体制」には,対象組織が研究を推進し又は支援するために取る組織体制のほか,諸施策及び諸機能が含まれる。「諸施策」とは,学科・専攻間の連携やプロジェクト研究の振興,人材の発掘・育成,研究資金の運用,施設設備等研究支援環境の整備,国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方策など,研究を推進するための施策をいい,「諸機能」とは,大学共同利用機関や附置研究所,学部・研究科附属施設における共同利用等のサービス機能など,研究を支援するための機能をいう。

- (2) 大学共同利用機関や附置研究所,学部・研究科附属の共同利用装置や施設から生み出される成果がある場合には,その成果についても評価の対象となる。
- (3) 評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」については,教員から提出される個別の研究業績を基に学問的内容及び水準等を判定し,それらの状況を,原則として対象組織の全体及び領域ごとに明らかにするなどの評価を行う。

この判定は,教員個々人の研究業績の学問的内容及び水準等を判定すること自体を目的とするものではなく,他の評価項目と同様,前記二つの評価項目を対象組織全体の評価として実施する上での根拠となるデータを得ることにある。したがって,教員個々人の研究業績の学問的内容及び水準等の判定結果並びにその根拠となる研究業績に関する資料は,一般に公表したり,他の目的に利用されたりすることはない。

評価の内容

分野別研究評価「農学系」は,対象組織の研究活動等の状況について,次に掲げる評価項目ごと に評価を行う。

- (1) 研究体制及び研究支援体制
- (2) 研究内容及び水準
- (3) 研究の社会(社会・経済・文化)的効果
- (4) 諸施策及び諸機能の達成状況

(5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

1 評価項目の内容

(1) 研究体制及び研究支援体制

この項目では、研究体制(研究そのものを推進又は活性化する組織的な体制をいう。)及び研究支援体制(研究そのものではなく、大学共同利用機関や附置研究所、学部・研究科附属施設が機能の一部としているような共同利用等のサービス体制をいう。)が、整理された研究目的及び目標に沿ったものとなっているかを評価する。

また,上記研究体制及び研究支援体制の下で実施される前記 の(1)でいう「諸施策及び諸機能」が,研究目的及び目標に沿った適切な取組になっているか,さらに,研究目的及び目標の趣旨が学内外の関係者に適切に周知・公表されているかを評価する。

(2) 研究内容及び水準

この項目では、対象組織の全体及び領域ごとに、現在の研究活動の状況が、整理された研究目的及び目標に照らして、どのような点で優れているか、あるいはどのような改善点を抱えているかなどを記述する方法による評価を行う。その際、後述の学問的内容及び水準についての判定結果並びに教員の構成や組織の置かれている諸条件を考慮した評価を行う。

また,この項目では,対象組織における研究活動の学問的内容及び水準について,独創性, 先駆性,有用性などの内容面及び全体としての研究水準について多様な側面から判定を行う。 この判定は,関連領域の専門家により,教員の個別業績を基に研究活動の質を重視してその内 容及び水準を判定し,その判定結果を,原則として対象組織の全体及び領域ごとに,どのよう な割合になっているかを示す。

(3) 研究の社会(社会・経済・文化)的効果

この項目では、対象組織における教員の研究成果の社会(社会・経済・文化)的効果について、前掲(2)の「研究内容及び水準」と同様に、整理された研究目的及び目標に照らして、優れた点や改善点などを記述する方法による評価を行うとともに、教員の個別業績を基に、技術・製品・食品・品種の創出または改善、知的財産の形成、地域との連携・協力の推進、次世代への環境・資源の継承、政策形成への寄与、国際社会への寄与などの社会的効果の度合いを判定し、その判定結果を、原則として対象組織の全体及び領域ごとに、どのような割合になっているかを示す。

なお、研究の社会的効果とは、教員の研究成果そのものが、社会、経済又は文化の各方面に おいて具体的に役立てられたことを意味し、社会的活動に教員が参加すること自体による社会 貢献を対象とするものではない。

(4) 諸施策及び諸機能の達成状況

この項目では,前記(1)の「研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」がどの程度達成されているかについて,整理された研究目的及び目標に即して評価する。その際,研究体制の整備途中であったり,将来計画に向けた転換点にあるため十分な実績が出る段階にないなどの事情についても,それを的確に加味した評価を実施する。

(5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では,対象組織における研究活動等の実施状況や問題点を把握し,組織としての研究活動の評価や個々の研究活動等の評価を適切に実施する体制が整っているか,これらの評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され機能しているかについて評価する。

第4章 分野別研究評価「農学系」の評価方法(1) - 書面調査

本章は、分野別研究評価「農学系」の評価方法である「書面調査」及び「ヒアリング」のうち、評価チーム及び部会が行う「書面調査」について記載しており、「 書面調査の実施体制及び方法」、「 研究目的及び目標の明確性、具体性の確認」、「 評価項目ごとの評価」、「 研究活動の内容及び水準の判定」、「 書面調査段階での評価案の整理」及び「 評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」から構成されている。

書面調査の実施体制及び方法

1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は,評価チーム及び部会ごとに実施する。評価チーム及び部会においては,書面調査の基本的な方法や手順などについて確認するとともに,各評価担当者の役割や分担について決定する。
- (2) 書面調査の内容・方法等について,評価チーム及び部会間の調整を要する問題等が生じた場合には,必要に応じて専門委員会や主査打合せ会議等を行う。

2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は,対象組織の自己評価書に記載された研究目的及び目標に即して,自己評価結果とその根拠となるデータ等(機構が独自に調査・収集したデータ等を含む。)を分析・調査することにより行う。
- (2) 「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の評価項目のうち研究の内容及び水準並びに研究の社会的効果に係る判定については、「個人別研究活動判定票」を基に、本章の「研究活動の内容及び水準の判定」(P24~)に示す方法により行う。
- (3) 書面調査の過程において,不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となるデータ等が不十分な場合は,随時,対象組織に照会や提出依頼を行う。
- (4) 対象組織への照会,資料提出の要請等(後述する研究目的及び目標の再提出の依頼を含む。) については,必ず専門委員会又は評価チーム内で意見調整をした上で行うこととし,照会等の手続きについては,機構の評価事業部を経由して文書により行い,対象組織からも文書による回答を求める。
- (5) 書面調査の過程で知り得た,個人情報及び対象組織の評価内容に係る情報については,外部へ漏らしてはならない。(資料4「評価に関する文書・情報の取扱いについて」(P49)参照)

研究目的及び目標の明確性,具体性の確認

1 明確性及び具体性の確認と再提出

- (1) 専門委員会は,部会及び評価チームが書面調査を行う前に,対象組織から提出された自己 評価書に記載されている研究目的及び目標が,明確かつ具体的に記述されているか否かを確 認する必要がある。
- (2) 専門委員会において,まずこの確認を行うのは,機構の実施する評価が,対象組織の個性 や特色が十二分に発揮できるよう,当該組織の整理する「目的」及び「目標」に即して実施 することが基本原則になっているからである。このことを研究評価に即していえば,研究評価においては,対象組織における研究活動等の取組が研究目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか,また研究活動等の成果が研究目的及び目標をどの程度達成しているかの視点から評価が行われることを意味している。
- (3) 研究目的及び目標は、このように評価を行う上での基準となる重要なものであり、それらが明確かつ具体的に記述されていない場合には、部会及び評価チームの書面調査に支障を来すことになる。したがって、専門委員会は、上記(1)の確認の結果、研究目的及び目標が明確性、具体性に欠けると判断した場合には、この段階で速やかに対象組織に対して照会し、必要に応じ再提出を求める。

ただし,専門委員会は,自己評価書の全体を見て,評価が可能であると判断できる場合は, 対象組織の負担等を考慮し,再提出を求めないことができる。

2 研究目的及び目標の確認に当たっての視点

(1) 研究目的及び目標の確認の基本的な考え方

研究目的及び目標の確認に当たっては,整理された研究目的及び目標そのものを評価するのではなく,本評価を実施する上で必要となる研究活動等の意図や課題が,研究目的及び目標として明確かつ具体的に示されているかを見る。ここで研究目的及び目標そのものを評価しないのは,機構の評価が対象組織の研究活動等の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進するものであることによる。

なお,機構の評価は,現在実施している研究活動等を対象とするが,それは,原則として過去5年間の状況を分析して把握することができるので,対象組織においては,この期間における研究活動等を基に研究目的及び目標を整理することができることに留意する必要がある。

(2) 研究目的の確認の具体的な視点

研究目的は,対象組織が研究活動等を実施する全体的な意図を指し,自己評価実施要項に おいて例示している次のような内容について示されているかを確認する。

- ・研究を推進する基本的な領域・対象
- ・研究体制及び研究支援体制の基本的な方針
- ・研究を推進し又は支援するための諸施策・諸機能の基本的なあり方など

(3) 研究目標の確認の具体的な視点

研究目標は,研究目的で示された意図を実現するために整理された具体的な課題を指し, それが明確かつ具体的に示されているかを確認する。また,自己評価実施要項においては, 研究目的として掲げられた項目に対応させつつ,その意図を達成するための具体的課題を当 該項目ごとに数項目以上にわたって記述することを求めているので,研究目的と研究目標と の間にそのような対応関係があるかについても確認する。

なお,研究目的及び目標は,共通のものだけではなく,領域や学科・専攻等の研究組織ごとに独自のものがある場合には,まず共通のものを記述した上で,その単位ごとに独自の目的及び目標を記述してくることがあることに留意する必要がある。

- 研究目的及び目標の双方に通ずる確認の具体的な視点 -

研究目的及び目標の確認の具体的視点については ,既述した(2)及び(3)の視点の他に , 自己評価実施要項に示している次のような視点からの確認も行う必要がある。

研究目的及び目標を明確かつ具体的に整理する観点から,対象組織の設置の趣旨,歴史や伝統,規模や資源などの人的あるいは物的条件,地理的条件,さらには将来計画等を踏まえることにしているが,単にこれらの要素を記述しただけのものになっていないかを確認する。

研究活動等の意図や課題の記述ではなく,例えば,「・・・を実施している。」,「・・・を実施してきた。」などのように研究活動等そのものを報告的に記述したものになっていないかを確認する。

研究目的及び目標は,現在行っている研究活動等の意図や課題を記述するものであるので,例えば,「今後・・・したい。」、「・・・が今後の目標である。」などのように,まだ行っていない将来の研究活動等の目的及び目標を記述したものになっていないかを確認する。今後の研究目的及び目標の実現に向けて,現在の研究活動等が実施されていることもあり得るが,その場合には,今後の研究目的及び目標としてではなく,研究目的については現在実施している研究活動等の意図として,研究目標については研究目的を実現するための具体的課題として記述されているかを確認する。

評価項目単位に研究目的及び目標に則した評価を適切に実施するために,研究目的及び目標がこれらの評価項目において何を評価するのかを示している「要素」との関連が図られているのかの確認を行う必要がある。

研究目的及び目標の記述に当たっては,適宜,項立てをしたり,箇条書きにするなど,簡潔な記述にするほか,字数を2,000字以内に制限しているので,この点について確認する。

評価項目ごとの評価

研究目的及び目標の明確性,具体性が確認された上で,評価項目ごとの評価作業を始めることになる。

評価は,研究活動等のアウトカム(達成を示す成果)について行うのが基本だが,インプット(組織編成及び人的・物的資源などの投入)やプロセス(諸施策・諸機能の展開と実現過程)も評価する必要がある評価項目があるので留意する。

1 書面調査による評価

- (1) 評価チームは,専門委員会における研究目的及び目標の明確性,具体性の確認の後,書面調査による評価項目ごとの評価を実施する。具体的には,対象組織から提出された自己評価書に記載された研究目的及び目標に即して,評価項目ごとに自己評価結果とその根拠となるデータ等(機構が独自に調査・収集するデータ等を含む。)を分析・調査することにより行う。
- (2) 評価チームによる書面調査は、「評価の観点設定及び観点ごとの分析」、「評価項目の要素ごとの貢献の程度等の判断」、「評価項目ごとの水準の判断」、「特に優れた点及び改善点等の判断」の流れで実施する。
- (3) 評価チームは,書面調査による評価をヒアリング前までに終了させる。

2 評価の観点設定及び観点ごとの分析

- (1) 評価チームは,対象組織が整理した研究目的及び目標に照らして,後述する「評価項目の要素」ごとに評価の観点を設定する。その際,後述する「研究目的及び目標と評価項目の関係」及び後記「 評価項目ごとの評価の観点例及び記述方法等」(P31~)を参考としつつ,適切に設定する。
- (2) 評価チームは,研究目的及び目標に即した評価を行う上で,客観的に見て必要不可欠と認められる観点が,対象組織が設定した観点の中に不足している場合は,対象組織に通知し, 当該観点に関するデータ等の追加提出を求める。
- (3) 評価チームは,上記により設定した観点ごとに,対象組織から提出された自己評価書及び上記(2)のデータ等に基づき分析・調査する。なお,「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」については,さらに後記「研究活動の内容及び水準の判定」(P24~)の判定結果も用いて分析・調査する。
- (4) 上記分析・調査は,現在の研究活動等の状況が,研究目的及び目標を実現する上で,優れているのか,相応なのか,問題があるのかを,根拠となるデータ等で確認しつつ行う。また,これらの分析の際に,特色ある取組,特に優れた点,改善を要する点,問題点等について,根拠となるデータ等で確認しつつ抽出する。なお,分析の判断は,次の考え方を参考にして行う。

(根拠となるデータ等を確認しつつ,体制の整備状況/取組状況/機能の整備状況/体制・取組・機能の実績や効果の程度 等を分析する。)

観点ごとの分析の区分	分析の状況
・優れている	根拠となるデータ等から客観的に見て,目的及び目標の達成のために,十分に(多
	様な)体制が整備/取組が実施/配慮/機能が整備 等されている。又は,目的及
	び目標の達成に対する高い 実績や効果が確認 できる。
・相応である	根拠となるデータ等から客観的に見て,目的及び目標の達成のために , 体制の整
	備/取組の実施/配慮 等が相応になされている。又は,目的及び目標の達成に対
	する相応の 実績や効果が確認 できる。
・問題がある	根拠となるデータ等から客観的に見て,目的及び目標の達成のための 体制の整備
	/ 取組の実施/配慮 等が不十分又はなされていない。又は,目的及び目標の達成
	に対する 実績や効果が不十分又は確認 できない。

(5) 評価チームは,上記(4)の観点ごとの分析結果(根拠を含む。)を,別に定める様式により整理する。

-評価の観点例利用に当たっての留意点 ――

後記の「 評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」の1から5に記載された観点例(P31~37)は,各項目での評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるか,あるいは場合によって想定できるものの例示であるので,これらの観点の全てを用いる必要はなく,また,これら以外の観点も設定できる。

したがって,実際の評価に当たっては,これらの観点例を参考に,対象組織ごとに整理された研究目的及び目標に照らし,評価を実施するために適した観点を設定して,評価を行うことになる。

「根拠となるデータ等の例」についても同様に,一般的に想定できるもの等の例示であり,評価を行う上で必要なデータ等が不足している場合は,対象組織に求めることになる。

3 評価項目の要素ごとの貢献の程度等の判断

- (1) 評価チームは,前記2の(4)で分析・調査した結果に基づき,「評価項目の要素」ごとに書面調査段階における評価案に盛り込む研究活動等の状況並びに研究目的及び目標の実現に向けた貢献の程度等を検討する。
- (2) 評価案に盛り込む研究活動等の状況は,次の「要素ごとの貢献の程度等」の根拠となるものであるので,その視点から前記2の(4)で分析・調査したものを精選・整理する。
- (3) 「要素ごとの貢献の程度等」は,前記2の(4)で分析・調査した結果を踏まえて判断する。 当該貢献の程度等の示し方は,「研究体制及び研究支援体制」の評価項目については,十分貢献しているのか,おおむね貢献しているのか,相応に貢献しているのか,ある程度貢献しているのか,ほとんど貢献していないのか,の区分による。また,「諸施策及び諸機能の達成状況」及び「研究の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目については,上記「貢献」を,前者については「達成」,後者については「機能」とそれぞれ読み替えて,上記と同様の区分により,達成の程度または機能の程度として示す。なお,程度の判断は,次の考え方を

参考にして行う。

(観点ごとの分析結果を踏まえ,下記を目安に要素ごとの「貢献・達成・機能の程度」を総合的に判断する。)

要素ごとの貢献(達成・機能)の程度の区分	観点ごとの分析の状況(目安)
・十分に貢献(達成・機能)している。	原則として,観点の分析の全てが「優れている」となっており,目的
	及び目標の達成に十分貢献している(目的及び目標の意図が十分達成
	されている・向上及び改善のためのシステムが十分機能している)と
	判断される場合。
・おおむね貢献(達成・機能)している。	原則として,観点の分析の半数以上が「優れている」となっており,
	目的及び目標の達成におおむね貢献している(目的及び目標の意図が
	おおむね達成されている・向上及び改善のためのシステムがおおむね
	機能している)と判断される場合。
・相応に貢献(達成・機能)している。	原則として,観点の分析が,総じて「相応」となっており,目的及び
	目標の達成に相応に貢献している(目的及び目標の意図が相応に達成
	されている・向上及び改善のためのシステムが相応に機能している)
	と判断される場合。
・ある程度貢献(達成・機能)している。	原則として,観点の分析の半数以上が「問題がある」となっているが,
	目的及び目標の達成にある程度貢献している(目的及び目標の意図が
	ある程度達成されている・向上及び改善のためのシステムがある程度
	機能している)と判断される場合。
・ほとんど貢献(達成・機能)していない。	原則として,観点の分析の全てが「問題がある」となっており,目的
	及び目標の達成にほとんど貢献していない(目的及び目標の意図がほ
	とんど達成されていない・向上及び改善のためのシステムがほとんど
	機能していない)と判断される場合。

(4) 評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」については、この項に示す手順の対象とならない。また、後記「4 評価項目ごとの水準の判断」及び「5 「特に優れた点及び改善点等」の判断」の項についても、同様である。

- 評価項目ごとの要素 -----

評価項目ごとに示す以下の要素は,評価項目において何を評価するのかを示すものである。なお,対象組織によっては,該当しない要素もある。

研究体制及び研究支援体制

- ・ 研究体制に関する取組状況
- 研究支援体制に関する取組状況
- ・ 諸施策に関する取組状況
- ・ 諸機能に関する取組状況
- ・ 研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

諸施策及び諸機能の達成状況

- ・ 諸施策に関する取組の達成状況
- ・ 諸機能に関する取組の達成状況

研究の質の向上及び改善のためのシステム

- ・ 組織としての研究活動等及び教員の研究活動の評価体制
- ・ 評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステム の整備及び機能状況

4 評価項目ごとの水準の判断

- (1) 評価チームは,評価項目ごとに,対象組織の研究活動等の取組が研究目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか,また研究活動等によってあげた成果が研究目的及び目標をどの程度達成しているものであるかの視点から評価し,その水準を導き出す。
- (2) 上記水準は,前記3の(3)で判断した「要素ごとの貢献の程度等」と「観点ごとの分析」で用いた観点の重みなどを総合的に判断し,本章「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」(P31~)に記載する【水準を分かりやすく示す記述】によって示す。なお,水準の判断は,次の考え方を参考にして行う。

(要素ごとの程度の判断結果を踏まえ,下記を目安に評価項目ごとの水準を総合的に判断する。)

水準を分かりやすく示す記述の区分	要素ごとの貢献の程度等の状況(目安)
・十分に貢献(達成・機能)している。	原則として,評価項目の要素の全てが「十分に貢献(達成・機能)し
	ている」となっており,目的及び目標の達成に十分貢献している(目
	的及び目標の意図が十分達成されている・向上及び改善のためのシス
	テムが十分機能している)と判断される場合。
・おおむね貢献(達成・機能)している。	原則として,評価項目の要素の半数以上が「十分に貢献(達成・機能)
	している」又は「おおむね貢献(達成・機能)している」となってお
	り,目的及び目標の達成におおむね貢献している(目的及び目標の意
	図がおおむね達成されている・向上及び改善のためのシステムがおお
	むね機能している)と判断される場合。
・相応に貢献(達成・機能)している。	原則として,評価項目の要素が総じて「相応に貢献(達成・機能)し
	ている」となっており,目的及び目標の達成に相応に貢献している(目
	的及び目標の意図が相応に達成されている・向上及び改善のためのシ
	ステムが相応に機能している)と判断される場合。
・ある程度貢献(達成・機能)している。	原則として,評価項目の要素の半数以上が「ある程度貢献(達成・機
	能)している」又は「ほとんど貢献(達成・機能)していない」とな
	っているが,目的及び目標の達成にある程度貢献している(目的及び
	目標の意図がある程度達成されている・向上及び改善のためのシステ
	ムがある程度機能している)と判断される場合。
・ほとんど貢献(達成・機能)していない。	原則として,評価項目の要素の全てが「ほとんど貢献(達成・機能)
	していない」となっており,目的及び目標の達成にほとんど貢献して
	いない(目的及び目標の意図がほとんど達成されていない・向上及び
	改善のためのシステムがほとんど機能していない)と判断される場合。

5 「特に優れた点及び改善点等」の判断

- (1) 評価チームは,評価項目ごとの評価結果として,研究目的及び目標に照らし,評価項目全体から見て,特に重要な点を評価項目全体としての特色ある取組,特に優れた点,改善を要する点,問題点等として判断する。
- (2) 上記判断は,前記2の(4)で抽出した特色ある取組,特に優れた点,改善を要する点,問題 点等を基に行う。

研究活動の内容及び水準の判定

評価項目ごとの評価についての書面調査は,前記 のとおりであるが,「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の評価項目のうち,研究活動の学問的内容及び水準等の判定に関しては,部会が「個人別研究活動判定票」に基づいて行う。

1 基本的考え方

(1) 部会では、「研究内容及び水準」の評価項目に係る研究活動の学問的内容及び水準の判定については、国際的な視点を踏まえた多様な側面から行い、「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の度合いの判定については、研究活動の成果が社会、経済又は文化の各方面で具体的に役立てられたかの視点で行う。

なお,ここで「国際的視点を踏まえる」ということの意味は,研究活動の業績が欧文誌に掲載されている場合のみを意味するのではなく,学問の各領域で内容的に世界の水準を見て, その水準から判断することを意味する。即ち,例えば日本が一番進んでいる領域なら,それが邦語誌における研究業績であっても当然に世界的に高い水準のものと判断することになる。

(2) 部会における「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の判定の基本的方法は,専門家により,教員から提出された「個人別研究活動判定票」を基に研究活動の質を重視して行う「ピアレビュー」とする。

機構では、この趣旨を具現化するため、既述したとおり、対象領域ごとの専門家によって 部会を構成している。また、各部会においては、原則として1人の教員の研究業績を専門領 域の最も近い複数の部会構成員(評価者)が判定する態勢を整える。

(3) 部会における「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の判定方法は、上記のとおり「ピアレビュー」を基本とするが、部会又は評価者の判断により、各領域の特性や客観的指標の限界性を考慮しつつ、例えば、以下の客観的指標を活用することができる。

発表原著研究論文等

- ・評価の高い内外の学術誌等への掲載
- •被引用件数

評価の高い内外の学会への招聘 発表総説,学術書等の執筆 出版技術普及や農政関連の講演の招聘新しい研究プロジェクトの立ち上げ学術賞等の受賞過去5年間の研究費の経年的な獲得状況特許の出願(又は取得)状況

(4) 教員の個別業績の判定は,各領域の部会のうち主たる審査先として申請のあった部会において行う。なお,複数の領域にまたがる個別業績の判定は,必要に応じて他の部会と協議しつつ,それぞれの領域の専門家により行う。

2 研究内容及び水準

2-1 研究の内容面の判定段階及び判定方法

研究の内容面の判定は ,「独創性 」,「先駆性 」,「有用性 」のほか ,「特に具体的な特徴を示して申告のあった内容 」についても行う。

研究の内容面の判定段階及び判定方法は、次のとおりとする。

(1) 研究の内容面の判定段階

研究の内容面は,次の4段階及び「該当せず」で判定する。

「極めて高い」(当該領域において非常に高い内容である)

「高 い」(当該領域において高い内容である)

「相 応」(当該領域において評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容である)

「低 い」(当該領域において評価できる要素が少ないかほとんど無い)

「該当せず」(研究内容の判定対象事項に該当する旨の申告が無く,当該研究内容の判定の 対象に当たらない)

(2) 研究の内容面の判定方法

研究の内容面の判定方法は,上記1の「基本的考え方」によるほか,次のとおりとする。

なお,この判定は,既に発表され確立した研究業績を対象とすることは勿論,これに加え確立した研究業績ではなくても,他の根拠から研究の内容面で評価しうる未発表の研究業績についても対象とする。

独創性の判定

当該研究内容に,従来の農学分野並びに従来の農学分野にとらわれない研究でも,新領域の 開拓や新しい価値創出への挑戦をしている個性的な取組として評価できる要素があると判断し た場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」、個性的な取組として評価できる要素が少ない かほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申 告が無い場合は「該当せず」とする。

具体的には、研究内容が、既存の学問分野や産業領域にはない全く新しい方向性を持つ萌芽的研究であるとか、全く新しい価値をもつ作品、製品、食品、農産物を創出するための挑戦的研究であることの疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、既存の研究領域にある程度関連した研究ではあるが、新領域の開拓又は新しい価値を創出する可能性が相当

含まれている場合は「高い」,新領域の開拓又は新しい価値を創出する可能性はあるが必ずし も高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

独創性の判定の根拠参考資料例

研究業績が提示する,質の高い観察や観測データに基づく新しい自然現象の発見,新種・生命現象・新規物質の発見,農法・品種・食品の創製,新しい概念・理論や解析手法・設計手法の提示,実験手段・計測法・製造方法,材料・デバイス・装置の開発,機器やシステムの開拓,画期的な作品やソフトウエアの制作,データベースの開発などが,どのような点でどのように高い独創性を示すかの記述・資料。その結果,それらが国内外でどのように注目され,その業績の影響で関連する研究等がどのような発展を示しているかを判断出来る記述・資料。さらに,例えば,内外での国際会議での基調・招待講演,著名な国内外賞の受賞などがある。

先駆性の判定

当該研究内容が,これまで,その領域で多くの研究者・技術者が難問と思われている課題に挑戦し,誰よりも早くこの難問を解決したと判断できる場合は「極めて高い」又は「高い」また,難問の解決に挑戦して解を得つつあると判断できる要素があると認められる場合は「相応」とし,難問の解決に挑戦をしていると判断できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」,当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。

具体的には,当該研究内容が,着想,手法,成果などでまだ先行した発表がなされていない 非常に新規性の高い内容である場合は「極めて高い」,着想,手法,成果等の面で一部で競合 的な研究発表等がすでになされている内容である場合は「高い」,以上のような先駆性が必ず しも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

先駆性の判定の根拠参考資料例

研究業績が提示する新しい概念・理論や解析手法・設計手法,新規な実験手段・データベース・製造方法・農法の開発,品種・食品の創製,生命現象・新規物質の発見,新規遺伝子の発見や遺伝子機能の解明,材料・デバイス・装置・機器やシステムの開拓,画期的な作品やソフトウエアの制作,新しい価値をもつ理論,製品,農産物の創出を試みるなどの挑戦の点で,国内外でどのように高い先駆性を持つことが認められているかを判断できる記述・資料。

さらに,例えば,得られた新規な概念・理論や解析手法・設計方法・実験手段・計測法・製造方法の提唱が新しい学問領域や産業領域の形成あるいは国内外での新しい研究会・シンポジウム開催の契機となったこと,あるいはその先駆性により,当該研究業績が高い引用数を持つことを判断できる記述・資料。

有用性の判定

当該研究内容が,当該学問分野の発展,他の学問分野への発展,現在さらには未来の社会的要請のいずれかに応えるものであると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし,現在さらには未来の学問的・社会的要請に応えるものとして評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が

無い場合は「該当せず」とする。

具体的には,研究内容が,その問題意識の先見性や波及効果の大きさの面で,学問分野又は 社会的要請に応えるものであることについて疑いようがない非常に高い内容である場合は「極 めて高い」,学問分野又は社会的要請に応える可能性が相当含まれている内容である場合は「高 い」,学問分野又は社会的要請に応える可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は 「相応」ということを目安にする。

有用性の判定の根拠参考資料例

研究業績が、現在あるいは将来の問題意識の先見性や波及効果の大きさの面で、国内外でどのように高く評価される水準であり、学問的、社会的取組を加速させるなどの点でどのように貢献をしているかを判断出来る記述・資料。さらに、例えば、研究業績の成果、あるいはその間接的効果による社会的問題の顕在化と取組の加速。有用性の高い製品・食品・品種の発明、製造方法・栽培法等の改良、研究の基盤となる長期または短期の質の高い観測データや計測データの取得、資源保存への貢献、ポスドクや高度な技術の操作・保守・点検に従事するオペレーター等の人材養成に大いに貢献する専門書、教科書。特許の出願(又は取得)、あるいは、当該研究業績やそれに派生した業績に基礎をおいた新産業・新企業の立ち上がりなどの社会的波及効果を判断できる記述・資料。また、それらによる国内外の賞の受賞や招待講演。

2-2 研究水準の判定段階及び判定方法

研究水準の判定は,研究の内容面での判定を踏まえて,個人の研究活動の全体としての水準を導き出す。その判定段階及び判定方法は,次のとおりとする。なお,判定結果は,原則として,対象組織の全体及び領域ごとに判定段階の割合を明らかにする方法で示すが,領域に属する教員数が少数である場合などには,割合を示さないことができる。

(1) 研究水準の判定段階

研究の水準は,次の4段階及び「該当せず」で判定する。

- 「卓 越」(当該領域において群を抜いて高い水準にある)
- 「優 秀」(当該領域において指導的あるいは先導的な水準にある)
- 「普 通」(当該領域に十分貢献している)
- 「要努力」(当該領域に十分貢献しているとはいえない)
- 「該当せず」(研究内容の判定対象事項のいずれについても申告が無く,当該研究水準の判定の対象に当たらない)

(2) 研究水準の判定方法

研究水準の判定は,研究の内容面での判定結果を基に総合的に判断して行う。この場合,研究の内容面での判定段階と研究水準の判定段階は,原則として,「極めて高い」と「卓越」,「高い」と「優秀」,「相応」と「普通」,「低い」と「要努力」とをそれぞれ対応するものと

して取り扱う。

具体的には,

評価者が,個人別研究活動判定票 に記載の「代表的研究活動業績」を査読して,自己の専門的知識と経験に基づいて,各「研究の内容面」の事項の判定を行う。

評価者は,判定に際して,個人別研究活動判定票 及び を参考にするが,部会の方針に沿った,様々な指標類や評価者が収集した情報を利用することができる。

研究水準の判定にあたっては,前述のように,原則として,研究の内容面での判定段階と研究水準の判定段階を対応させるが,評価者の専門的知識と経験に基づく総合的判断を優先させる。

複数の教員が「代表的研究活動業績」の中に共通の業績を挙げている場合は,該当研究者 の寄与の状況によって評価者が判断する。

「卓越」と判定する場合

評価者が業績全体を見て専門的知識と経験に基づいて「卓越」と判断する。その際に,5 年間の実績として,以下の条件を一つ以上満たしていることは,有力な根拠になり得る。

- (a) 研究の内容面の事項判定において、「極めて高い」と判定されている事項がある。
- (b) 権威ある国際会議での基調講演あるいは招待講演が複数回ある。
- (c) 著名な国際的賞の受賞。
- (d) その他, 国際的に評価の高い水準の研究活動や学術的活動。

「優秀」と判定する場合

評価者が業績全体を見て専門的知識と経験に基づいて「優秀」と判断する。その際に,以下の条件を一つ以上満たしていることは,有力な根拠になり得る。

- (a) 研究の内容面の事項判定において ,「高い」と判定されている事項がある。
- (b) 国際会議や国内の学会・シンポジウム・討論会などでの基調講演や招待講演。
- (c) 著名な学会賞, 学術賞, 文化賞, 環境賞などの受賞。
- (d) その他, 高い水準の研究活動や研究学術的活動。

「普通」と判定する場合

評価者が業績全体を見て専門的知識と経験に基づいて「普通」と判定する。その際に,以下の条件を一つ以上満たしていることは,有力な根拠になり得る。

- (a) 研究の内容面の事項判定において、「相応」と判定されている事項がある。
- (b)「代表的研究活動業績」の大半が,審査員付き学術雑誌あるいはそれに準拠する業績発表手段に発表されている。

「普通」の基準を満たしていないと判断されたときは、「要努力」と判定する。

2-3 研究の内容面の判定から研究水準の判定にいたるまでの手順

評価者が行う研究の内容面の判定と研究水準の判定は,教員から提出された「個人別研究活動判定票」と代表的研究活動業績に基づき,個々の教員の研究業績に対して,評価者の自己の専門的知識と経験に基づいて,申告のあった各「研究の内容面」の事項の判定を行い,これを踏まえて研究水準を判定する。

その手順は次のとおりである。

- (1) 評価者は,教員から提出された研究業績に対し,自己の専門的知識と経験に基づき,「相応」と「相応」より高い水準及び「相応」より低い水準のいずれかに判定する。
- (2) さらに、「相応」より高い水準の研究業績の中で、特に極めて高いと判断し得る研究業績は、「極めて高い」の判定とする。
- (3) 研究の内容面の判定を踏まえ,総合的に判断し,研究水準を導く。
- (4) 部会においては,評価者が判定した研究水準の内容を審議する。
- (5) 専門委員会は,部会で審議された研究水準の判定結果を審議し,決定する。

3 研究の社会(社会・経済・文化)的効果

3-1 判定段階及び判定方法

研究の社会(社会・経済・文化)的効果の判定は、「技術・製品・食品・品種の創出または改善」、「知的財産の形成」、「地域との連携・協力の推進」、「次世代への環境・資源の継承」、「政策形成への寄与」、「国際社会への寄与」のほか、「特に具体的な内容を示して申告があった効果」についても行う。ここで「研究の社会的効果」とは、「技術・製品・食品・品種の創出または改善」では、たとえば、環境負荷の低い、農業者にとっても安全で、消費者にとっても安心な野菜の栽培農法を確立したなど、の具体的に示される効果をいう。同様に、「知的財産の形成」では、たとえば、研究成果を国内または国外へ特許を出願(又は取得)した場合の、発明者となったか、など。「地域との連携・協力の推進」では、たとえば研究成果が地域社会に密着したユニークな産業の創設などに寄与したか、など。「次世代への環境・資源の継承」では、例えば研究成果が、空気、土、水、森林、などの環境保全や修復に貢献したか、遺伝子資源の保存に貢献したか、など。「政策形成への寄与」では、国や地方公共団体の審議会等に委員として参加すること自体ではなく、審議会等の報告書に自らの研究成果が反映したか、あるいは審議会等の意志形成に当たって新しい視点の導入や議論の活性化に自らの研究成果が寄与したかなど。「国際社会への寄与」では、たとえばフィールドワークでの国際共同研究などの研究成果が、その国の治山治水や地場産業などの掘り起こしに貢献したなどということである。

「研究の社会的効果」の判定段階及び判定方法は,次のとおりとする。なお,判定結果は,原則として,対象組織の全体及び領域ごとに判定段階の割合を明らかにする方法で示すが,領域に属する教員数が少数である場合などには,割合を示さないことができる。

- (1) 判定は、「極めて高い」、「高い」、「相応」の3段階及び「該当せず」で行う。
- (2) 研究の成果が、社会、経済又は文化の各方面において、大きな効果をあげた非常に高い内容であると判断できる場合は「極めて高い」、相当な効果をあげた内容であると判断できる場合は「高い」、評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であると判断した場合は「相応」、ほとんど影響を与えていないか、判定の対象事項に該当する旨の申告が無かった場合は「該当せず」ということを目安とする。

研究の社会的効果の判定の根拠参考資料例

創出・改善された製造技術・農法,製品,食品,品種などの実績を示す特許またはその他の 資料,次世代への環境・資源の継承に効果があることを示す資料,研究業績や専門書の執筆内 容が政策形成や審議会等の報告書に反映していることを示す記事や資料など,上記 ~ のい ずれかに対応して,業績が具体的に社会的効果を及ぼしていることを示す数字や記事・資料。

3-2 判定の手順

基本的に,2-3 研究の内容面の判定から研究水準の判定にいたるまでの手順と同様とする。

書面調査段階での評価案の整理

- (1) 評価チームは,本章の「 評価項目ごとの評価」(P20~23)及び「 研究活動の内容 及び水準の判定」(P24~30)で行った書面調査での分析・調査結果に基づき,書面調査段階 での評価案を整理する。
- (2) 評価チームは,評価案を整理するに当たっては,後述の「第6章 評価報告書原案の作成」 (P39~41)に則り,報告書としての形式で取りまとめる。
- (3) 評価チームは、評価案を踏まえて、次章の「ヒアリング」を実施するに当たって必要な調査内容の検討・整理を、この段階で併せて行う。

評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等

研究体制及び研究支援体制

【評価の内容】

1

この項目では、研究体制(研究そのものを推進又は活性化する組織的な体制をいう。)及び研究支援体制(研究そのものではなく、学部・研究科附属施設が機能の一部としているような共同利用等のサービス体制をいう。)が、整理された研究目的及び目標に沿ったものとなっているかを評価する。

また,上記研究体制及び研究支援体制の下で実施される「諸施策及び諸機能」が,研究目的及び目標に沿った適切な取組になっているか,さらに,研究目的及び目標の趣旨が学内外の関係者に適切に周知・公表されているかを評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として,一般的に想定できるか,あるいは場合によって想定できるものの例として,次のような事項が考えられる。

【要素1】研究体制に関する取組状況

研究組織の弾力化

この観点では,研究の発展あるいは社会のニーズに対応できる柔軟な研究組織の 構築という面から,

- 1)学科・専攻・附属研究施設等の構成や教員等の配置
- 2)大講座制,研究組織と教育組織の分離など組織に柔軟性をもたせる工夫
- 3) 客員研究員制度,教員の任期制・公募制,リサーチ・アシスタントの積極的 な活用など研究者の流動性を高めるための体制
- 4)研究支援組織(事務組織や技官の組織)との連携態勢

などについて評価することが考えられる。

研究活動を活性化するための体制

- この観点では、研究活動を活性化するための体制という面から、
- 1)連携大学院制度,寄附講座など他の研究機関等との連携を促進するための体制
- 2)学科・専攻間あるいは学内他部局との連携等を促進するための体制
- 3)研究成果や研究者の研究内容を内外に発信するための体制

などについて評価することが考えられる。

研究環境管理体制

この観点では、研究環境や安全の管理体制、研究環境の改善を推進するための体制などを評価することが考えられる。

【要素2】研究支援体制に関する取組状況

研究支援に携る研究者・技術者の配置

施設・整備の円滑な利用体制

これらの観点では、研究の発展に有効に機能する支援体制の構築という面から

【要素3】諸施策に関する取組状況

_ 人事関係の方策 _ この観点では,研究活動を活性化する面から,どのような方策がとられている♬ 。などについて評価することが考えられる。

萌芽的研究等を育てる方策

この観点では,萌芽的な研究,成果が出るまでに長時間を要する研究などを推進 する方策について評価することが考えられる。

研究資金の獲得・配分・運用に関する方策

この観点では、外部研究資金を獲得するための方策、研究資金の配分や運用に関 する工夫などについて評価することが考えられる。

研究環境の整備方策 この観点では,図書館,情報ネットワーク,施設設備などの整備に関する工夫などについて評価することが考えられる。

【要素4】諸機能に関する取組状況

共同研究に対するサービス機能

施設・設備の共同利用に対するサービス機能

これらの観点では,共同研究を進めるためのサービス機能,共同利用施設・設備 などのサービス機能について評価することが考えられる。

【要素5】研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教職員,学生(特に大学院生)に対する周知の方法

学外者に対する公表の方法

これらの観点では,学内外にどのような方法で周知公表が図られているか,また どの程度効果的に情報が伝えられているかを評価することが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は,以下の5つの記述により示す。

- ・目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・目的及び目標の達成におおむね貢献している。

- ・目的及び目標の達成に相応に貢献している。
- ・目的及び目標の達成にある程度貢献している。
- ・目的及び目標の達成にほとんど貢献していない。

【根拠となるデータ等例】

各根拠となるデータ等の例としては、次のようなものが考えられる。

学科・専攻・附属研究施設の構成,教員の配置・充足状況,共同利用施設や附属研究施設の整備状況,各施策や各機能の実施体制やそれらの周知状況,関連規程,外部資金導入システム,技術職員研修実施要項,目的及び目標が掲載された印刷物(大学概要,広報誌等の関連部分),ホームページ掲載内容・周知度の状況が把握できるものなど

2 研究内容及び水準

【評価の内容】

この項目では,対象組織の全体及び領域ごとに,現在の研究活動の状況が,整理された研究目的及び目標に照らして,どのような点で優れているか,あるいはどのような改善点を抱えているかなどを記述する方法による評価を行う。その際,後述の学問的内容及び水準についての判定結果並びに教員の構成や組織の置かれている諸条件を考慮した評価を行う。

また,この項目では,対象組織における研究活動の学問的内容及び水準について,国際的視点を踏まえ,独創性,先駆性,有用性などの内容面及び全体としての研究水準について多様な側面から判定を行う。この判定は,専門家により,教員の個別業績を基に研究活動の質を重視して行い,「研究水準」の判定結果を,原則として対象組織の全体及び領域ごとに判定段階の割合がどのようになっているかを示す。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として,一般的に想定できるか,あるいは場合に よって想定できるものの例として,次のような事項が考えられる。

> 研究活動の独創性あるいは先駆性,有用性の面で優れた研究 学問の内外の動向や社会的要請の視点から見た特色 教員組織の構成,資金の規模や地域性・地理的条件等から見た特色

【判定結果】

この項目での判定結果は、以下のような記述例により示す。

(領域)

・研究水準については,構成員(人)の 割強が卓越, 割弱が優秀, 割が普通, 割が要努力。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなものが考えられる。

外部評価報告書又は自己点検評価報告書の関連部分,評価の高い内外の学術誌への掲 載状況,論文被引用回数,招待講演及び研究発表状況,学術賞等受賞状況 など

3 研究の社会(社会・経済・文化)的効果

【評価の内容】

この項目では,対象組織における教員の研究成果の社会(社会・経済・文化)的効果について, 前掲2の「研究内容及び水準」と同様に,整理された研究目的及び目標に照らして,優れた点や 改善点などを記述する方法による評価を行うとともに,教員の個別業績を基に,技術・製品・食 品・品種の創出または改善,知的財産の形成,地域との連携・協力の推進,次世代への環境・資 源の継承,政策形成への寄与,国際社会への寄与などの社会的効果の度合いを判定し,その判定 結果を対象組織の全体及び領域ごとに,どのような割合になっているかを示す。

なお,研究の社会的効果とは,教員の研究成果そのものが,社会,経済又は文化の各方面において具体的に役立てられたことを意味し,社会的活動に教員が参加すること自体による社会貢献を対象とするものではない。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として,一般的に想定できるか,あるいは場合によって想定できるものの例として,次のような事項が考えられる。

技術・製品・食品・品種の創出または改善,知的財産(特許や情報データベース等)の形成,地域との連携・協力の推進,次世代への環境・資源の継承,政策形成への寄与,国際社会への寄与の面で優れた研究効果

教員組織の構成,資金の規模や地域性・地理的条件等から見た特色

【判定結果】

この項目での判定結果は、以下のような記述例により示す。

(領域)

・社会・経済・文化への効果については、構成員(人)の割強が極めて高く、割弱が高く、割が相応。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなものが考えられる。

地域との連携・協力の実績,政策面での寄与の実績,審議会等の報告書,技術・製品の 創出あるいは改善の実績,特許の出願(又は取得)状況,これらに関係した新聞記事等 など。

4 諸施策及び諸機能の達成状況

【評価の内容】

この項目では,前記1の「研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」がどの程度達成されているかについて,整理された研究目的及び目標に即して評価する。その際,研究体制の整備途中であったり,将来計画に向けた転換点にあるため十分な実績が出る段階にないなどの事情についても,それを的確に加味した評価を実施する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として,一般的に想定できるか,あるいは場合に よって想定できるものの例として,次のような事項が考えられる。

【要素1】諸施策に関する取組の達成状況

人事関係の方策の実施状況

この観点では、研究活動を活性化する面から、どのように人事がおこなわれているかなどについて評価することが考えられる。

萌芽的研究等を育てる方策の実施状況

この観点では,萌芽的な研究,成果が出るまでに長時間を要する研究などを推進する方策の実施状況について評価することが考えられる。

研究資金の獲得・配分・運用に関する方策の実施状況

この観点では,外部研究資金を獲得するための方策,研究資金の配分や運用に関する工夫などの実施状況について評価することが考えられる。

研究環境の整備方策の実施状況

この観点では,図書館,情報ネットワーク,施設設備などの整備に関する工夫な どの実施状況について評価することが考えられる。

【要素2】諸機能に関する取組の達成状況

共同研究の実施状況

施設・設備の共同利用の実施状況

これらの観点では,共同研究を進めるためのサービス機能,共同利用施設・設備などのサービス機能が,どの程度実施され,効果を上げているかを評価することが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は,以下の5つの記述により示す。

・目的及び目標の意図が十分に達成されている。

- ・目的及び目標の意図がおおむね達成されている。
- ・目的及び目標の意図が相応に達成されている。
- ・目的及び目標の意図がある程度達成されている。
- ・目的及び目標の意図がほとんど達成されていない。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなものが考えらる。

教員在職年数及び転入転出先,客員研究員・特別研究員の受入れ状況,共同研究員・ 受託研究員受入れ状況,プロジェクトの実績,科研費等の外部資金取得実績,共同研究・共同利用の実施実績,研究集会等の開催実績,技術職員研修実施実績,実施状況などに関連した新聞記事等 など

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

【評価の内容】

大学等においては、組織としての研究活動の評価及び個々の教員の研究活動の評価をそれぞれ 適切に行うとともに、その結果が研究目的及び目標の見直しも含めた研究の質の向上及び改善の 取組にフィードバックされるシステムを構築する必要がある。

この項目では,対象組織における研究活動等の実施状況や問題点を把握し,組織としての研究活動の評価や個々の研究活動等の評価を適切に実施する体制が整っているか,これらの評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され機能しているかについて評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として,一般的に想定できるか,あるいは場合に よって想定できるものの例として,次のような事項が考えられる。

【要素1】組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

組織としての研究活動等を評価する体制

個々の教員の研究活動を評価する体制

これらの観点では、定期的に自己評価を実施する体制、外部者による研究活動等の評価を実施する体制、研究活動等の実施状況や問題点を把握するための方策などを評価することが考えられる。

【要素 2 】評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及 び機能状況

評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策

評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの機能状況

これらの観点では,評価結果を改善に結び付けるシステムやそれらがいかに機能しているかを評価することが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は,以下の5つの記述により示す。

- ・向上及び改善のためのシステムが十分に機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムが相応に機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがある程度機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがほとんど機能していない。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなものが考えられる。

| 評価実施体制や関連規程,外部評価あるいは自己点検評価の実施実績,外部評価報告 | 書又は自己点検評価報告書の関連部分 など

第5章 分野別研究評価「農学系」の評価方法(2)ーヒアリング

本章は,分野別研究評価「農学系」の評価方法のうち,評価チームが行うヒアリングの実施方法等について記載したものであり、「 ヒアリングの目的」、「 ヒアリングの事前準備」及び「 ヒアリングの実施方法」から構成されている。

ヒアリングの目的

ヒアリングは,評価チームにおいて,評価報告書原案の取りまとめに当たり,書面調査では知り得ない,あるいは確認できなかった事項について,対象組織の関係者への面接調査により確認することを目的として実施する。

この際,評価結果の確定を円滑に行うため,書面調査段階での評価案概要に対する意見を併せて聴取することにより,対象組織の関係者との共通理解を図る。

評価チームにおいては,書面調査の結果とヒアリングの結果から総合的に判断し,評価報告書原案を取りまとめることになる。

ヒアリングの事前準備

- (1) 評価チームは,前章の「書面調査段階での評価案の整理」で記述した評価案を踏まえて,対象組織ごとにヒアリングにおける補足調査事項を整理する。当該調査事項は,書面調査段階での評価案概要とともに対象組織に対して事前に通知し,説明又は関係データ等提出の準備を依頼する。
- (2) 評価チームは,ヒアリング当日における役割として,進行役,補足調査事項担当,評価内容の概要説明担当等の分担を決める。
- (3) ヒアリングは,原則として大学評価・学位授与機構(東京都)を会場として実施する。なお,具体的な日程については,各対象組織と調整の上,設定する。

ヒアリングの実施方法

- (1) ヒアリングでは,前記 の(1)により,事前に通知してある補足調査事項について,対象組織の関係者から,説明又は資料・データの提供を受けるとともに書面調査段階での評価案概要に対する意見を聴取する。
- (2) 評価チームは,上記の説明又は資料・データの提供によっても,なお確認できない補足調査事項がある場合は,新たに根拠となる資料・データの提出を求める。
- (3) ヒアリングは,事前に通知した調査事項や書面調査段階での評価案の概要について,主に対象組織から説明又は意見を聴取する場であるので,それ以外の事項については,言及を避けるものとする。また,評価チームから意見を述べる場合は,原則としてチームとしての考え方に基づくものとする。ただし,やむを得ず個人の意見を述べる場合には,その旨を断った上で行う。

第6章 評価報告書原案の作成

本章は、評価チームが行う評価報告書原案の作成方法について記載したものであり、「 評価報告書原案の構成」、「 評価項目ごとの評価結果の記述」、「 評価結果の概要の記述」及び「評価報告書原案の取扱い」から構成されている。

評価報告書原案の構成

- (1) 評価チームは,書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって,修正又は加筆して,評価報告書原案を作成する。また,評価チームが作成する評価報告書原案の構成は,次のとおりとする。
 - 「対象組織の現況及び特徴」
 - 「研究目的及び目標」
 - 「評価項目ごとの評価結果」
 - 「評価結果の概要」
 - 「特記事項」
- (2) 「対象組織の現況及び特徴」、「研究目的及び目標」及び「特記事項」については、原則として各対象組織から提出のあった自己評価書から該当部分を原文のまま転載する。
- (3) 「評価項目ごとの評価結果」及び「評価結果の概要」のそれぞれの記述方法は,後記 から による。

評価項目ごとの評価結果の記述

- (1) 評価チームは,評価項目ごとの評価結果を,「書面調査」及び「ヒアリング」を経て検討・整理した評価案に基づき,各評価項目ごとに2,000字程度(A4判1ページ)で記述する。
- (2) 評価項目ごとの評価結果の記述構成は,次のとおりとする。ただし,「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の評価項目については,後述の(3)により記述する。

評価結果は、「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」及び「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」は、第4章のの「3 評価項目の要素ごとの貢献の程度等の判断」の(2)(P21)に基づき記述するとともに、第4章のの「4 評価項目ごとの水準の判断」(P23)で導き出した水準を記述する。

「特に優れた点及び改善点等」は,第4章の の「5 「特に優れた点及び改善点等」の判断」(P23)で特に重要な点と判断した特色ある取組,特に優れた点,改善を要する点,問題点等について,根拠を示しつつ記述する。

(3) 評価チームは,評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の評価については,第4章の の「2 観点の設定及び観点ごとの分析」の(4) (P20)の分析・調査に基づき,学問的内容及び水準の優れた点及び改善点等について,整理された研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述をする。

また,第4章の の「研究活動の内容及び水準の判定」(P24~)で判定した結果に基づき,原則として対象組織の全体及び領域ごとに判定段階の割合を記述する。

なお,記述の分量は,評価項目全体で,原則として2,000字程度とする。

| 評価項目ごとの評価結果の記述の構成 |

評価項目の評価結果の記述は,次の(1)及び(2)で示す「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システム機能の状況」及び「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

(1)【目的及び目標の実現への貢献度の状況】

「研究体制及び研究支援体制」の評価項目では,体制等が目的及び目標の達成に どの程度貢献しているかについて,観点ごとの評価で得られた分析結果を基に,当 該取組の状況と根拠・理由を示す形で,原則として「要素」ごとに記述する。また, 当該評価を踏まえて,評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基 づき記述する。

【目的及び目標に照らした達成度の状況】

「諸施策及び諸機能の達成状況」の評価項目では,「諸施策及び諸機能」が目的及び目標に照らしてどの程度達成されているかについて,観点ごとの評価で得られた分析結果を基に,当該達成の状況と根拠・理由を示す形で,原則として「要素」ごとに記述する。また,当該評価を踏まえて,評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

【改善システムの機能の状況】

「研究の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目では,目的及び目標を 達成するための取組を向上及び改善するためのシステムがどの程度機能しているか について,観点ごとの評価で得られた分析結果を基に,当該取組の状況と根拠・理 由を示す形で,原則として「要素」ごとに記述する。また,当該評価を踏まえて, 評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

(2) 【特に優れた点及び改善点等】

(1)での評価結果の中から,特色ある取組,特に優れた点,改善を要する点,問題点等を取り上げて,根拠・理由を示しつつ記述する。

上記にかかわらず,「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の評価項目については,学問的内容及び水準の優れた点及び改善点等を,研究目的及び目標並びに教員の構成及び組織の置かれている諸条件に照らして記述する。また,判定結果を記述する。

評価結果の概要の記述

評価チームは,主として前記 「評価項目ごとの評価結果の記述」の(2)の 及び (P39)を基に,評価結果の概要を2,000字程度で記述する。

評価報告書原案の取扱い

- (1) 評価チームが作成する評価報告書原案は,専門委員会の審議を経て評価報告書原案として確定され,大学評価委員会に提出される。
- (2) 最終的な評価報告書は,「対象組織の現況及び特徴」,「研究目的及び目標」,「評価項目ごとの評価結果」,「評価結果の概要」,「意見の申立て」及び「特記事項」によって構成され,大学等及び設置者へ通知し,社会へ公表する。(資料5「評価報告書イメージ」(P51~)参照)。

平成14年度着手の評価対象組織一覧 (分野別研究評価「農学系」)

【国立大学】

					
大学名	学部名	学科名	研究科名	 修士課程(博士前期課程)	博士課程(博士後期課程)
岩手大学	農学部	 農業生命科学科 農林環境科学科 獣医学科	農学研 究科	農林生産学専攻 応用生物学専攻 農業生産環境工学専攻	
宇都宮大学	農学部	 生物生産科学科 農業環境工学科 農業経済学科 森林科学科	農学研 究科	 生物生産科学専攻 農業環境工学専攻 農業経済学専攻 森林科学専攻	
新潟大学	農学部	農業生産科学科 応用生物化学科 生産環境科学科	自然科学研究科	物質基礎科学専攻 物質制御科学専攻 生産システム専攻 生体機能専攻 地球環境科学専攻 生物生産専攻 環境システム科学専攻 数理科学専攻 情報・計算機工学専攻	エネルギー基礎科学専攻 材料生産開発科学専攻 生物圏科学専攻 環境管理科学専攻 情報理工学専攻
岐阜大学	農学部	 生物資源生産学科 生物生産システム学科 生物資源利用学科 獣医学科	農学研 究科	生物資源生産学専攻 生物生産システム学専攻 生物資源利用学専攻	
京都大学	農学部	 資源生物科学科 応用生命科学科 地域環境工学科 食料・環境経済学科 森林科学科 食品生物科学科	農学研究科	 農学専攻 森林科学専攻 応用生命科学専攻 応用生物科学専攻 地域環境科学専攻 生物資源経済学専攻 食品生物科学専攻	農学専攻 森林科学専攻 応用生命科学専攻 応用生物科学専攻 地域環境科学専攻 生物資源経済学専攻 食品生物科学専攻
広島大学	生物生産学部	¦ 生物生産学科	生物圏 科学研 究科	 生物圏共存科学専攻 生物資源開発学専攻 環境循環系制御学専攻	生物圈共存科学専攻 生物資源開発学専攻 環境循環系制御学専攻

【公立大学】

注) 部分は,対象外。

資料 2 平成14年度に着手する分野別研究評価「農学系」実施に係るスケジュール

1 4	年度 機 構	対象組織	15年	度 機 構	対象組織
4月			4月	目的及び目標に関する	(大学等における) 自己評価 事前調査等回答期限
5月			5月	調査結果の大学等へ <i>の</i> 	 →
6月	大学評価委員会専門委員等選考		6月		
7月			7月	大学等からの書類提出	
8月	専門委員会設置		8月	専門委員会 部会 評価チーム 研究内容 書面調査 水準等評価	
9月	評価内容・方法 様式 , 自己評価実施要項等 検討		9月	<u> </u>	
10月			10月	\\ \ \	
11月			11月	ヒアリング 	
12月	大学評価委員会 大学等へ自己評価実施	 	12月	 	
1月	説明会 ===	⇒	1月	大学評価委員会 大学等へ評価結果通知	→
2月		(大学等における) 自己評価	2月	—	大学等からの意見の 申立て
3月		(大学等における) 自己評価	3月	大学評価委員会 評価結果公表 =	>

自己の関係する大学等の取扱い

平成13年2月28日 大学評価・学位授与機構 大学評価委員会申合せ

大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程第6条第4項(同条第5項において準用される場合を含む。)に規定する議事の議決に加わることができない自己の関係する大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)とは,評価対象大学等との間に下記の関係がある場合を指すものとする。

なお,専門委員会及び分科会に属する委員,専門委員及び評価員にあっては,自己の 関係する大学等の調査に加わることができないものとする。

記

- (1) 専任又は併任として在職(就任予定を含む。) している場合
- (2) 過去3年以内に専任又は併任として在職していた場合
- (3) 非常勤講師又は客員教員として在職し,学生の成績判定に関与している場合 (教育活動に関する評価に限る。)
- (4) 運営諮問会議委員,評議員,運営協議員の職に就いている場合
- (5) 上記に準ずるものとして大学評価委員会が決定した場合

評価に関する文書・情報の取扱いについて

平成14年6月19日 大学評価委員会申合せ

大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を 高めることが求められていることなどから、評価に関して保有する情報は、可 能な限り適切な方法により大学等や社会に提供する必要がある。

この点については要綱等にも明記しているところであるが,他方,これらの中には,公にすることにより大学評価事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなど,「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(「情報公開法」)上も「不開示情報」となりうる情報もあることから,それらの取扱いについては十分留意する必要がある。

したがって,評価の実施に当たって,評価担当者(大学評価委員会委員,専門委員,評価員)が共通認識のもとで公正,適切かつ円滑にその職務を遂行するため,評価担当者が評価に関する文書・情報を取扱う上で,留意すべき事項を以下のとおりまとめる。

機構から提供される評価に関する資料・情報(大学等から提供されたものを含む。)については、機構において公表しているものを除き、機構の許可なしに評価の目的以外に使用したり、評価担当者以外に提供したりしないこと。

特に、評価に係る個人に関する情報については、その取扱いには十分留意すること。

評価報告書イメージ

(分野別研究評価「農学系」)

分野別研究評価報告書 (農学系)

大学農学部 大学院 研究科

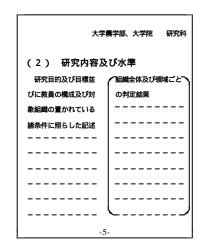
大学評価・学位授与機構

大学	農学部、大学院 研究科
1 . 大学評価・学位	立授与機構が行う
大学評価の概要	更
機構の行う評価について	分野別研究評価について
-1	l-

	大学農学部	大学院	研究科
2.3	対象組織の現況及び	特徴	
(1)	現況 (2)	特徴	
1)	機関名●	• •	• •
2)	学部・研究科名・	• •	• •
3)	所在地 •	• •	• •
4)	学部・研究科構成・	• •	• •
	• • • • •	• •	• •
	• • • •	• •	• •
	• • • • •	• •	• •
5)	学生数及び教員数	• •	• •
	• • • •	• •	• •
	• • • •	• •	• •
	-2-		

	大学農	学部、ス	大学院	研究科
3 . 研究目的及	び目	漂		
(1) 研究目的				
1)			•	• •
	•		•	• •
2)			•	• •
	•		•	• •
(2) 研究目標			•	• •
1)			•	• •
	•		•	
	•		•	
2)			•	
	•			
	2			

	<u>-</u>
大学	農学部、大学院 研究科
4 . 評価項目ごとの	評価結果
(1)研究体制及び研	究支援体制
目的及び目標の実現への	
貢献度の状況	(項目全体の水準が分か
(要素ごとの記述)	る記述)
	特に優れた点及び改善
	点等
-4	

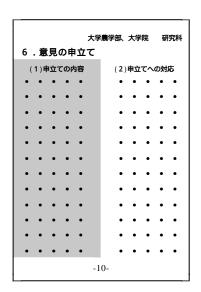


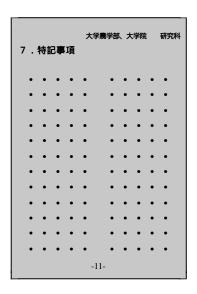
大学農学部、大学院 研究科					
(3)研究の社会(社	(3)研究の社会(社会・経済・文化)的				
効果	/ 組織全体及び領域ご へ				
研究目的及び目標並	との判定結果				
びに教員の構成及び対					
象組織の置かれている					
諸条件に照らした記述					
	C				
-6-					

大学農学	给你、大学院 研究科				
(4)諸施策及び諸機能	 (4)諸施策及び諸機能の達成状況				
目的及び目標に照らし					
た達成度の状況 (項	自全体の水準が分か				
(要素ごとの記述) る	5記述)				
	詩に優れた点及び改善				
k	(等)				
,					
-7-					

大等	学農学部、大学院 研究科		
(5)研究の質の向上及び改善のためのシステム			
改善システムの			
機能の状況	(項目全体の水準が分か		
(要素ごとの記述)	る記述)		
	特に優れた点及び改善		
	点等		
	8-		

大学	学農学部、大学院 研究科			
5 . 評価結果の概要				
評価項目ごとの評価結果	(4)諸施策及び諸機能			
(1)研究体制及び	の達成状況			
研究支援体制				
	(5)研究の質の向上及び			
(2)研究内容及び水準	改善のためのシステム			
(3)研究の社会(社会・				
経済・文化) 的効果				
_	9-			





注) は,対象組織から提出された自己評価書等からの転載部分である。

等

〔国立学校設置法 (抄

(大学評価・学位授与機構) 第三章の五 大学評価 学位授与機構

第九条の四 大学等 (大学及び大学共同利用機関 関として、大学評価・学位授与機構を置く。 び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機 をいう。以下この項において同じ。) の評価及 及びその設置者に提供し、並びに公表するこ評価を行い、その結果について、当該大学等 め、大学等の教育研究活動等の状況について 大学等の教育研究水準の向上に資するた

四 大学等の教育研究活動等の状況についての ために必要な学習の成果の評価に関する調査 研究を行うこと。 評価に関する調査研究及び学位の授与を行う| 大学等の教育研究活動等の状況についての (略)

|国立学校設置法施行規則(抄)|

(評価の区分)

項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる第五十二条の二 国立学校設置法第九条の四第一 区分により行うものとする。

ての全学的な事項に関する評価 (次号及び第以下同じ。) の教育研究活動等の状況につい 三号に掲げるものを除く。)

況についての評価

第五十二条の三(大学評価・学位授与機構は、前 まつて行うものとする。 条の評価については、大学等の設置者の要請を

て調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等 の評価を行うものとする。 (意見の申立)

第五十二条の五 大学評価・学位授与機構は、 該大学等に意見の申立の機会を付与するものと当たつては、あらかじめその内容等について当 学等の評価の結果について報告書を作成するに 大

定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第第五十二条の六 この省令又は他の法令に別段の

(大学等の評価に関する委任)

九条の四第一項第一号に規定する評価に関し必

大学評価・学位授与機構

の長が定める。 要な事項については、

大学に係る国立学校設置法第九条の四第一項第 一号に規定する評価を行わないものとする。 大学評価・学位授与機構は、 当分の間、

大学等大学及び大学共同利用機関をいう。

その他の各研究組織における研究活動等の状三(大学等の各学部、各研究科、各附置研究所

第五十二条の四、大学評価・学位授与機構は、 **び大学等における教育研究活動等の状況につい学等が自ら行う評価の結果について分析し、及売五十二条の四 大学評価・学位授与機構は、大**

2

前項第一号の評価の実施の手続その他同号の

する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 評価及び大学における各種の学習の機会に関

8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価 が運営委員会の意見を聴いて別に定める。 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。

二 大学の各学部及び各研究科における教育活 動等の状況についての評価

(評価の実施の手続)

5

(評価の実施の方法)

(大学評価委員会)

3 第六条の二 機構に大学評価委員会を置く。

てこれを行うものとする。 事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経

もに、大学及び大学共同利用機関における教育研究し専門の事項を調査するため、専門委員を置くとと 大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に関

6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利 並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者 活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。

聴いて任命する。のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を

4

〔大学評価・学位授与機構組織運営規 則(抄) 〕 | 〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程:

及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長く、大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委

任命する。任命する。機構長が評議員会の意見を聴いてけた者について、機構長が評議員会の意見を聴いてけた者について、機構長が評議員会の意見を聴いてがた。というでは、経済、文化その他の分野に関する学識が

3 2

2 大学評価委員会は機構長の定めるところにより、 機構が行う大学等の評価について審議を行う。 機構長は、機構が行う大学等の評価に関し必要な

2 3

第一条 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則 (平成三年文部省 の大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会 令第三十八号) 第六条の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構 の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、 た場合の補欠の委員、専門委員及び評価員の任期は、 (任期) 前任者の残任期間とす それぞれの欠員が生じ

委員は、原則として委員総数の半数以下とする。 委員は、二期を限度として、再任することができる。 ただし、 再任できる

3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。

第三条 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によ り定める。 (委員長及び副委員長)

し、委員長が欠けたときはその職務を行う。 (専門委員会) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。

第四条 大学評価委員会は、その定めるところにより、 ため、数個の専門委員会を置くものとする。 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。 専門の事項を調査する

及び専門委員の互選により定める。 主査は、専門委員会の会務を掌理する。 専門委員会に主査及び副主査各一人を置き、当該専門委員会に属する委員

5 査が欠けたときはその職務を行う。 (分科会) 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、 主

第五条 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所 掌する専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。

委員の互選により定める。 分科会に主査及び副主査各一人を置き、当該分科会に属する委員及び専門分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3

査が欠けたときはその職務を行う。 (議事の手続) 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査は、分科会の会務を掌理する。 主

2 大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を即第六条大学評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。 ることができない。 会議を開き、 議決す

のときには、議長の決するところによる。 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、 可否同数

することを妨げない。 は、その議事の議決に加わることができない。 委員は、自己の関係する大学及び大学共同利用機関に関する事案について ただし、 会議に出席し、 発言

委員」と読み替えるものとする。 いてゝ委員長」とあるのは「主査」 いて,委員長」とあるのは「主査」と,委員」とあるのは「委員及び専門前四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合にお

第七条 項は、大学評価委員会が定める。 (雑則) この規程に定めるもののほか、 大学評価委員会の運営に関し必要な事

この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。

(1)大学評価委員会委員名簿

世 フリーアナウンサー 青 山 佳 充 青 山 善 成蹊大学教授 部謹也 叼 前共立女子大学長 磯 部 力 東京都立大学教授 内 永 ゆか子 日本アイ・ビー・エム(株)常務取締役 澤憲英 畄 早稲田大学教授 武 三菱化学(株)顧問 小野田 Ξ 前横浜市立大学長 加藤祐 (独)物質・材料研究機構理事長 岸 輝 雄 後藤祥 子 日本女子大学長 小 林 誠 高エネルギー加速器研究機構教授 佐藤美 穂 東京都立九段高等学校長 日米教育委員会事務局長 サムエル M.シェハ゜ート゛ 水 雅 慶應義塾大学常任理事 清 彦 杉 五 山 彦 一橋大学副学長 鈴 木 昭 秋田県立大学長 憲 木 清 (株)三越池袋支店営業第一部ゼネラルマネージャー 鈴 江 鈴 木 賢次郎 東京大学教授 盆 大学評価・学位授与機構教授 昭 京都大学教授 田 中成 明 徳 田 昌 則 大学評価・学位授与機構教授 彰 外 村 (株)日立製作所フェロー 中島尚正 放送大学教授 西 野 瑞 穂 徳島大学教授 蓮見音彦 和洋女子大学教授 ハンス・ユーケ・ン・マルクス 南山大学長 本 庶 佑 京都大学教授 山野井 昭 雄 味の素(株)技術特別顧問 山 本 恒 夫 大学評価・学位授与機構教授 吉 田泰輔 (学)国立音楽大学理事長

は委員長, は副委員長

(2) 農学系研究評価専門委員会委員名簿

秋 田 重 誠 滋賀県立大学教授

磯 貝 彰 奈良先端科学技術大学院大学教授

繪 面 良 男 北海道大学名誉教授

大 木 信 一 明治乳業(株)食品開発研究所所長

大橋 祐子 (独)農業生物資源研究所特待研究員

小 川 滋 九州大学教授

小 田 耕 平 京都工芸繊維大学教授

小 野 憲一郎 東京大学教授

久 保 友 明 日本たばこ産業(株)植物イノベーションセンター所長

 木 平 勇 吉
 日本大学教授

 佐 藤 洋 平
 東京大学教授

島 本 功 奈良先端科学技術大学院大学教授

生源寺 眞 一 東京大学教授

鈴 木 昭 憲 秋田県立大学長

鈴 木 宏 志 帯広畜産大学教授

瀬 尾 康 久 日本大学教授

辻 井 博 京都大学教授

橋 本 康 東京農業大学客員教授

日 向 康 吉 (財)岩手生物工学研究センター所長

藤本健四郎東北大学教授

陽 捷 行 (独)農業環境技術研究所理事長

宮 崎 昭 放送大学学園京都学習センター所長

三輪操(独)食品総合研究所チーム長

飯 塚 堯 介 東京大学教授

森 敏 大学評価・学位授与機構教授

渡 部 終 五 東京大学教授

は主査, は副主査